小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」

設計及び構築業務に関する公募型プロポーザル応募要領

１　委託業務名

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務（以下「委託業務」という。）

２　目的

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」の整備に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

委託業務を行うに当たり、価格のみではなく、事業者の専門性、企画力、業務実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を本委託業務の委託候補者として選定するものとする。

３　委託業務の概要

⑴　業務内容

第７次小樽市総合計画基本計画では、地域子育て支援の推進施策の主な取組として「地域子育て支援センターや地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実」を掲げ、目標値として現状の地域子育て支援拠点の数を令和10年度までに４か所から５か所に増やすこととしている。

このため、こども家庭センター等がウイングベイ小樽へ移転したことに伴い、同センターとの連携や商業施設内で気軽に利用できる立地条件を活かした、新たな地域子育て支援センターを同施設内に開設する。

なお、何度でも気軽に訪れることのできる居心地の良い施設とするために、民間事業者の専門性や創意工夫による全体の空間デザイン及び設置遊具等の提案並びに構築業務を委託するものであり、詳細は、「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務委託仕様書」のとおりとする。

⑵　委託期間（予定）

契約締結日（令和７年６月予定）から令和８年１月３１日（土）（予定）まで

⑶　履行場所

小樽市築港１１番１号ウイングベイ小樽１番街４階

⑷　契約上限額

５０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務の実施に係る経費は全て委託料に含むものとし、提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。

⑸　委託者

小樽市

⑹　支払方法

受託者は、業務完了後に委託者へ提出する書類等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託者の適法な請求書を受領してから３０日以内に支払う。

⑺　契約保証金

契約金額の１０／１００以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成８年市規則第２７号。）第３条第３項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

４　スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| 公募（公告）期間 | 令和７年３月　　日（　）～令和７年５月２日（金） |
| 現地視察 | 現地視察希望者と日程調整 |
| 質問の受付 | 令和７年４月２１日（月）午後５時２０分まで |
| 質問の回答 | 随時回答、最終：原則令和７年４月２５日（金）までに回答 |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和７年５月２日（金）午後５時２０分まで  |
| 審査の実施 | 令和７年５月９日（金）予定 |
| 審査結果の通知 | 令和７年５月１６日（金）予定 |
| 委託契約の締結 | 令和７年６月予定 |

５　仕様書等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロード

〔市ホームページ〕<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025020400058/>

６　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　法人であること（個人、法人格を有しない団体及び共同企業団体（ＪＶ）で応募はできない）。

⑶　次に掲げるものに該当しない者であること。

①　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

⑷　応募書類提出期限において、直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

⑸　応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑹　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

⑺　国内にて、地域子育て支援センター（児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設）や未就学児を対象に含む屋内型遊戯施設等に係る空間デザイン、内装整備、遊具設計・調達・設置又は運営等のいずれかの業務を行った実績があること。

７　現地視察

現地視察を希望する場合は、複数の希望日時と参加人数について13問合せ・連絡先に電子メールで連絡した上で電話すること。

８　質問及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、下記問合せフォームに質問事項の要旨を簡潔に入力すること。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けない。

⑴　受付期間

令和７年３月２１日（金）～令和７年４月２１日（月）午後５時２０分まで

⑵　提出先（問合せフォーム）

<https://logoform.jp/f/yf8Zu>

⑶　回答方法

提出された質問事項と回答については、令和７年４月２５日（金）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

また、質問者の事業者名は公表しないほか、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

なお、質問内容によっては、期日までに回答が困難な場合や回答できない場合がある。

９　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

①　企画提案参加申込書（様式１）　※正本のみ押印の上提出

②　会社概要（任意様式、ただしＡ４判とする。）

③　企画提案書（任意様式）

※別紙「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務委託仕様書」に基づき作成すること。

※提案書の中で委託業務の実施体制及び整備スケジュールについて提示すること。

なお、１２月にプレオープンを予定していることから、可能な限り当該プレオープンに配慮したスケジュールを検討すること。

④　見積書（消費税及び地方消費税含む）（様式２）及び内訳書（任意様式）

※正本のみ押印の上提出

⑤　業務実績書（国内にて、地域子育て支援センター（児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設）や未就学児を対象に含む屋内型遊戯施設等に係る空間デザイン、内装整備、遊具設計・調達・設置又は運営等の業務を行った実績内容がわかる資料）（様式３）

⑥　施設の完成をイメージする以下の図面を添付すること。

（ア）配置図（平面図・立面図・安全領域図など）※遊具配置がわかるもの（Ａ３判、任意様式）

（イ）パース図（完成イメージ図）※２方向からのイメージ（Ａ３判、任意様式）

（ウ）遊具や内装（壁や床材）のイメージや構造がわかる資料（Ａ３判、任意様式）

⑦　遊具の仕様や維持補修等に係る以下の資料を提出すること。

（ア）遊具の素材、使用方法やメンテナンスの方法等詳細がわかる資料（カタログ等）

（イ）遊具設置後５年間に必要となる保守の内容及び見込まれる経費（任意様式）

⑧　その他、提案の説明に必要な資料（任意提出）

⑨　使用印鑑届（様式５）

⑩　誓約書（様式６）

⑪　登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑫　小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。)

⑬　消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑭　決算報告書等（申請時直近１事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

⑵　提出期間

令和７年５月２日（金）午後５時２０分まで

⑶　提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前８時５０分から午後５時２０分までに持参し、郵送の場合は⑵の期間内必着とする。

⑷　提出先

13問合せ・連絡先のとおり

⑸　提出部数

⑴の①、⑨～⑭は各１部

⑴の②～⑧は各７部

（③企画提案書及び④見積書は正本１部のみ押印し、残り６部は複写とする。）

※令和５年度・６年度・７年度の小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある参加申込者は、⑨～⑭の提出を省略することができる。

⑹　辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、審査実施日の前日までに辞退届（様式４）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、審査実施日の前日までに到着するようにすること。）。

10　選定方法

⑴　審査体制

小樽市職員で構成する小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

⑵　審査方法

委員会は、提出された書類に基づく提案者からのプレゼンテーション及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

⑶　審査日時等

令和７年５月９日（金）（予定）

審査時間は、１事業者につき６０分以内（内容説明（プレゼンテーション）２０分以内、質疑応答（ヒアリング）４０分以内を想定）とする。

詳細な日時・場所については後日、通知する。

⑷　審査項目

別紙「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務プロポーザル選定評価基準表」のとおり。

⑸　提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①　「６　参加資格」要件を満たさなくなった場合

②　期限までに必要書類が提出されなかった場合

③　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

④　提案者がヒアリングに出席しない場合

⑤　審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

⑥　その他委員会が不適格と認めた場合

⑹　事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、審査に参加する事業者を選定することがある。

⑺　審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

⑻　留意事項

①　プレゼンテーション等に参加する人数は、説明者を含め３人までとし、オンライン参加は認めない。

②　プロジェクター又は大型モニター、接続ケーブル（ＨＤＭＩ）、電源タップは、市が用意する。その他必要な機器（ＰＣ等）は、提案者が用意すること。ただし、機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。

11　契約手続

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

12　その他留意事項

⑴　遊具を固定する場合や内装整備を行う場合などにおいて、躯体等への作業が想定される場合は、事前に施設管理者である株式会社小樽ベイシティ開発に確認する必要があることから、13問合せ・連絡先に作業内容等を記載した電子メールを送信した上で電話連絡すること。

⑵　本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。

⑶　提出された書類等は返却しないものとする。

⑷　提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。

⑸　提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。

⑹　提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。

⑺　提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等、市が必要と認める場合には、提案書等の提出物を無償で使用できることとする。

⑻　書類提出以後の参加辞退した場合において、以後における不利益な扱いはしないものとする。

⑼　本業務に関して、提案事業者が１者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

⑽　本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

⑾　提案書は、小樽市情報公開条例（平成１８年市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第７条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第７条第３号又は第５号の規定により、開示の対象としない。

13　問合せ・連絡先

小樽市こども未来部子育て支援課（市役所別館５階）

担当：増子

〒047-8660　小樽市花園２丁目１２番１号

電　話：0134-32-4111　内線 398

電子メール：kosodate-sien@city.otaru.lg.jp

別紙

**小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務**

**プロポーザル選定評価基準表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準（着眼点） | 配点（満点） |
| 業務実施体制 | 委託業務全般を適正かつ確実に遂行できる実施体制となっているか | １０ |
| 本委託業務と同種事業の実績は十分か |
| 企画提案 | 目指す子育て支援拠点像が適切に反映された提案となっているか | ８５ |
| 必要な機能が適切に提案されているか |
| 提案された遊具等は、子どもたちにとって有益なものであるか |
| 障がい者の利用も考慮した提案となっているか |
| 安心して子どもや保護者が過ごすことができるゾーニングとなっているか |
| 安全性が考慮された提案がなされているか |
| 維持管理しやすい提案となっているか |
| 仕様書以外の内容で、本市に有益な追加提案があるか |
| 費用 | イニシャルコストが経済性に優れているか | ５ |
| 合　計 | １００ |